

令和4年11月10日

第29回水俣市農業委員会

第29回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和4年11月10日
開会 9時30分
閉会 10時12分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君
2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君
3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君
4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
8番 中村 清治 君
推進委員 12名 16番 蒔本 政廣 君 22番 坂口 新一 君
17番 竹下 正治 君 23番 山口 初憲 君
18番 竹本 孝幸 君 24番 池田 郁雄 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 5番 田畑 和雄 君
推進委員 2名 15番 平松 明子 君 25番 原田 隆義 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
(2) 農用地利用配分計画の認可について
(3) 許可不要転用について
議第104号 農地法第3条の許可申請について
議第105号 農地法第5条の許可申請について
議第106号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局 長 永松 正治
次 長 大川 尊
参 事 松原 真樹
主 任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第29回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は13名です。 欠席者は、5番、田畑委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、7番、稲田委員、8番、中村委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、12名です。 欠席者は、15番、平松委員、25番、原田委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、14番、元村委員にお願いします。</p>
<p>14番委員 (元村善二君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知についてでございます。 議案書は、1ページから3ページになります。 2件でございます。 まず、番号1でございますが、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、土地売買のためでございます。 この農地は、後ほど、農地法第5条の議案として御審議いただく予定でございます。 次に、番号2でございますが、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、譲渡することになったためでございます。 こちらの農地も、後ほど、農地法第3条の許可申請についてで、御審議いただく予定となっております。 それぞれの場所につきましては、番号1番が2ページ、番号2番が3ページに記載されておりますので御参照ください。 次に、報告事項(2)農用地利用配分計画の認可についてですが、再配分でございます。</p>

	<p>議案書は、4ページと5ページになります。 1件でございます。</p> <p>平成29年10月10日の第4回農業委員会会議で、貸人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議、御承認いただいた土地になります。</p> <p>記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人へ貸借されておりましたが、再度の貸借につきまして、令和4年10月25日付で熊本県知事から認可されました。</p> <p>土地の所在、地目、面積は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>期間は、令和4年12月1日から、令和9年11月30日までの5年間となっております。</p> <p>利用目的は果樹で、借賃は議案書記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の種類は賃借権となります。</p> <p>場所は、5ページに記載しておりますので御覧ください。</p> <p>次に、報告事項(3)許可不要転用についてでございます。</p> <p>議案書は、6ページから12ページまでになります。 2件でございます。</p> <p>届出人は、いずれも議案書記載のとおりでございます。</p> <p>まず、番号1ですが、土地の所在、地目は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、407㎡の内4㎡でございます。</p> <p>理由につきましては、対象地区及びその周辺地域に対し、良好な携帯電話サービスを提供するためでございます。</p> <p>施設概要につきましては、携帯電話無線基地局の設置でございます。</p> <p>次に、番号2ですが、土地の所在、地目は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、327㎡の内4㎡でございます。</p> <p>理由は、対象地区及びその周辺地域に対し、良好な携帯電話サービスを提供するためでございます。</p> <p>こちらも携帯電話無線基地局の設置になります。</p> <p>場所についてですが、1番につきましては、7ページを御覧ください。</p> <p>平面図、立面図は、8ページ、9ページに記載しておりますので、御参照ください。</p> <p>次に2番ですが、10ページを御覧ください。</p> <p>平面図、立面図は、11ページ、12ページに記載しておりますので、御参照ください。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第104号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>

<p>6 番委員 (金田一充章君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、6 番、金田一委員、お願いします。</p>
<p>6 番委員</p>	<p>議第104号、農地法第3条の許可申請の1番について、御説明いたします。</p> <p>この案件は、一昨年、10月9日の農業委員会において、令和7年10月31日までの利用権の設定がなされていたもので、先程、事務局から合意解約の報告がございました。</p> <p>現地調査を11月4日に、行政書士事務所の方、事務局2名、推進委員と私と御本人の旦那さんの5名で行いました。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地の土地所在地は、議案書14ページの1番に記載のとおりです。</p> <p>地目は、畑で3筆。面積は、合計で25,339㎡。先程の合意解約1ページ2番の記載の面積25,276㎡との違いは、農業用倉庫3ページの地図2920番277の農地の中に白い四角の部分があります。それが利用権設定の中に含まれていなかったためです。</p> <p>所有権移転は、贈与。利用目的は、柑橘です。</p> <p>地図は、15ページ。</p> <p>譲渡人は、譲受人のお母さんになります。</p> <p>譲受人は兼業で、専業の夫と共に、以前から今回の申請地で、不知火、甘夏、パール柑、グレープフルーツ、河内晩柑などを栽培してこられました。</p> <p>3条2項に抵触する事案は見受けられませんので、許可要件は満たしているものと思われまます。</p> <p>御審議、よろしく願いいたします。</p>
<p>14 番委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、14番、元村委員にお願いします。</p>
<p>14 番委員</p>	<p>農地法第3条許可申請について、番号2について、御説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田です。</p> <p>面積が、181㎡。</p> <p>場所につきましては、16ページに記載されてあります。</p> <p>ここは、基盤整備地区になります。</p> <p>譲受人の田が、すぐ横にありまして、今回欲しいということで、</p>

	<p>譲渡人より譲渡しても良いということで、今回の申請になったわけ でございます。</p> <p>譲受人は、田と畑、畑はほとんどが果樹園でございますが、17、 126㎡ありますので、下限面積は問題ないと思われま</p> <p>譲受人は、東京から6年程前に帰って来られ、現在は、玉葱、水 稲、デコポン、甘夏等を栽培され一生懸命やっておられます。</p> <p>11月4日に現地調査を行いまして、譲受人と事務局、それと行 政書士の方、溝口推進委員の5名で現地調査を行いまして、何ら問 題ないと思われました。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件は満たし ておりますので、御審議の程、よろしくお願い致します。</p>
<p>8番委員 (中村清治君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、8番、中村委員にお願いします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>農地法第3条許可申請の3番について説明致します。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地の土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑で、面積は、357㎡。</p> <p>申請理由は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、17ページを御覧ください。</p> <p>申請地には、大豆が植えてありました。</p> <p>今は丁度、刈り取り前でまだ植えてありました。</p> <p>譲受人の状況につきましては、耕作面積は、15,596㎡とな っておりますが、杉の挿し木、苗木ともち麦を栽培されておられま す。</p> <p>譲受人の従事日数につきまして、年間300日以上従事されてい るとのことです。</p> <p>下限面積も越えております。</p> <p>現地調査を、4日に、譲渡人、譲受人、事務局2名と私で行い、 周辺の利用状況等を確認してまいりました。</p> <p>周辺は、水田と畑になっております。</p> <p>譲受人は、この土地を、杉の刺し穂の枝を取る母樹園にするとの ことでした。</p> <p>私も母樹園というのが何なのかわからなくて、事務局に聞いたの ですが、杉の木を植え大きくなって、それから刺し穂を取るそう です。</p> <p>高さは1m位までは大丈夫だそうです。</p>

	<p>譲渡人は、親の死亡により、今年帰省されております。 また他県に帰るとのことでした。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議よろしくお願い致します。</p>
7番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議長	はい、7番、稲田委員にお願いします。
7番委員	<p>議第104号、農地法第3条許可申請4番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人及び申請地の所在は、議案書記載のとおりです。 3筆ございまして、面積の合計が、3,193㎡となっております。</p> <p>一筆目が、台帳現況ともに畑で、面積が、1,033㎡。 二筆目、三筆目が、二筆目は、台帳現況ともに田で2,041㎡。 三筆目が台帳現況ともに畑。面積が、119㎡となっております。 所有権移転は売買で、利用目的は野菜、柑橘栽培となっております。</p> <p>11月4日に、現地調査を譲渡人担当の行政書士の方と事務局2名と私の4名で行いました。</p> <p>申請地の場所は、18ページの地図を御覧ください。</p> <p>一、二筆目は、耕作放棄地で、現在はかなり荒廃地となっております。</p> <p>三筆目は、譲渡人、譲受人の御自宅のすぐ下にあり、現在は柑橘を植えて、ちゃんと耕作されております。</p> <p>譲受人は、事業を経営されていまして、譲受された農地は、重機等を利用し農地整備を行い、野菜と柑橘類を栽培される予定でございます。</p> <p>兼業の新規就農になられますので、従業員の方に農業経験者がおられて、その方の御協力を得ながら農業に従事されるそうでございます。</p> <p>申請地は、御自宅の近くにあり、日々農業にも従事可能で、申請地許可後の下限面積も30aを越えておりますので、第3条2項に該当する事案は見受けられませんので許可要件は満たしていると思われまます。</p> <p>御審議の程、よろしくお願い致します。</p>

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
13番委員 (戸次治夫君)	はい。
議 長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	3番に関してお伺いします。 譲受人の方が81歳ということで、他に跡継ぎの方がおられて希望を出されたんでしょうか。 その土地が、耕作放棄地をなおして大豆を植えるようになった畑ですので、もったいないから、ずっと畑でいけばいいんだけど、高齢ですのでどうなるのかそこを聞きたいです。
8番委員	譲受人は会社を経営されておりました、従業員の方が3人ですか、おられます。 御本人は高齢ですが、あとは従業員がするということでした。 自分が出来なくなったらですね。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第104号、農地法第3条の許可申請については、許可してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第104号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第105号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
6番委員	はい、議長。

議 長	はい、6番、金田一委員をお願いします。
6番委員	<p>議第105号、農地法第5条の許可申請についての番号1を御説明させていただきます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地の土地の所在地は、議案書20ページの1番の記載のとおりです。</p> <p>面積は、499㎡。</p> <p>転用目的は、個人住宅。</p> <p>転用理由は、譲受人が暮らしている団地が子供が増え手狭になったため、同じ学校区で団地の近くでもある申請地に、住宅を新築したいということです。</p> <p>申請地の場所は、22ページの地図のとおりです。</p> <p>予定配置図は、23ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を11月4日に、行政書士事務所の方、事務局2名、推進委員と私の5名で行いました。</p> <p>本件の農地は、農振地域内の農地ですが、農用地区域外の農地であるため農振除外は必要ありません。</p> <p>しかし、2種農地であるため、他に転用できる土地がないかという代替性の問題が生じます。</p> <p>他に3件あった候補地は、いずれも隣接する農地があり、また土地の相続が済んでいなかったり、価格に折り合いが付かないなどで購入ができません。</p> <p>これに対し申請地は、日照、通風などの周辺農地の営農に影響がなく、公道にも面しており、また譲渡人が譲受人の奥さんの叔父という関係もあり、申請地のみが購入できる土地であるため、転用を認めることは可能と思われます。</p> <p>生活排水は、議案書記載の造成工事等により、下水に確実に流す計画です。</p> <p>資金計画も、融資申込書の提出により保証されております。</p> <p>以上、農地法第5条の転用許可基準に抵触しないと考えますので、御審議のほどよろしくお願い致します。</p>
2番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、松田委員をお願いします。
2番委員	<p>農地法第5条の許可申請の2番について御説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田。面積は、849㎡です。</p> <p>転用目的、転用理由は、保育園の園庭が狭いため申請地を園庭にして、園に賃貸し、子供の遊び場としたいということです。</p> <p>第3種農地で所有権移転です。</p> <p>事業面積、転用面積は849㎡。資金計画は、議案書記載のお</p>

	<p>りです。</p> <p>24ページを開けてください。</p> <p>場所は、住宅地に挟まれた一面が申請場所です。</p> <p>11月4日、事務局から2人、保育園の園長、行政書士、竹下委員の6人で現地調査を行いました。</p> <p>排水は、市の側溝に流されます。</p> <p>周辺に農地はありませんので、問題等はありません。</p> <p>現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はないと思われま すので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>番号3番は私の担当ですので、私が説明します。</p> <p>農地法第5条の許可申請の3番について説明致します。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積は、449㎡。転用目的、資金計画は記載のとおりです。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。</p> <p>申請地は、26ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を4日に、事務局2名、私達2名と行政書士の5名で行 ってきました。</p> <p>この土地は、空白になっているのは、5条申請で現在、家が建っ て、この土地は分筆で残っていた土地です。</p> <p>下水は、合併浄化槽。雨水は、ここから側溝がありますので、側 溝のほうに流すようになっています。</p> <p>家は一番奥に建てますので、分筆したときに家まで行けるよう に開けてありますので、何ら問題はないと思います。</p> <p>日照も、上に畑がありますが、南側に畑がありますので何ら問題 ないと思います。</p> <p>家が北側ですので、問題ないと思います。</p> <p>従いまして、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基 準より個人住宅を建設しても問題ないと判断して参りましたので、 御審議の程、よろしくお願ひ致します。</p>
7番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議 長	はい、7番、稲田委員にお願いします。
7番委員	<p>議第105号、農地法第5条の許可申請の4番について、御説明 致します。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>土地の所在も議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも田。面積は、1,786㎡となっております。 す。</p> <p>申請地は、第2種農地で所有権移転です。</p>

	<p>転用目的、転用理由は、資材置場及び駐車場の新規造成です。</p> <p>譲受人は、足場の鳶、土木事業をされておりますが、社員増員、事業規模拡大したということで、現在の資材置場や駐車場が手狭になったために、許可申請をされました。</p> <p>施設の概要としまして、事業面積1,786㎡で、転用面積も1,786㎡で、資金計画は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>現地調査を11月4日に譲受人担当の行政書士の方、事務局2名と私の4名で行いました。</p> <p>申請地は、28ページの地図を御覧ください。</p> <p>29ページに申請許可後の配置図と計画図が添付されております。</p> <p>排水計画は、申請地が川に面しているため、川への自然排水となっております。</p> <p>資金計画は記載のとおりです。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用許可に係る許可基準より、資材置場及び駐車場造成にしても問題ないと判断しましたので、御審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第105号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第105号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第106号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	はい、議長。

議 長	はい、6番、金田一委員にお願いします。
6番委員	<p>議第106号、農用地利用集積計画、新規利用権設定1番について御説明致します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書31ページの記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑。面積は、639㎡。始期終期は、令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間です。</p> <p>利用目的は楮（こうぞ）。利用権の種類は使用貸借権で、借賃は無償です。</p> <p>場所は、33ページの地図を御覧ください。</p> <p>借人は、紙漉きの工房を営んでおられますが、その原料として、久木野地区で自生する楮を入手しておられました。</p> <p>しかし近年、鹿の食害により、安定した原料の確保が出来なくなってきた為、工房兼自宅に隣接するこの土地で、楮を自家栽培したいと考え今回の申出に至ったものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願い致します。</p>
14番委員	はい、議長。
議 長	はい、14番、元村委員にお願いします。
14番委員	<p>農用地利用集積計画の再設定について申し上げます。</p> <p>番号1。貸人、土地の所在は議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>2筆合計面積が、5,624㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までの期間は1年。</p> <p>利用目的は玉葱です。</p> <p>賃借料は、議案書記載のとおり。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借人は、議案書記載のとおり。</p> <p>この案件は、毎年貸人が一年毎の契約ということで、過去15年ばかり、ずっとこのような状態でやっておりますので、何ら問題ないと思われます。</p> <p>場所は、34ページにあります。</p> <p>ここは全部畑です。</p> <p>それと、もう一筆は、ここも、ずっと玉葱を過去15年以上作っておられますので、問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議よろしく申し上げます。</p>

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第106号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第106号農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第29回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員